

平成 29 年 3 月 22 日 (水)  
高知県健康政策部食品・衛生課  
担当者：十川 (ソガワ)、小野  
電 話：088-823-9672

## 食中毒事例の発生について

### 1 概要

平成 29 年 3 月 14 日 (火) 19 時頃から四万十市内の飲食店で食事をした 1 グループ 8 名中 8 名が、嘔吐、下痢等を主症状とする食中毒症状を呈した。

調査の結果、有症者の共通食は当該施設で提供された食事のみであったこと、また、有症者 5 名及び従業員 1 名の検便からノロウイルス GII が検出されたことから、同施設において提供された料理を原因とする食中毒と断定した。

### 2 探知

平成 29 年 3 月 17 日 (金)、四万十市内の飲食店を 3 月 14 日 19 時頃利用した同グループ 2 名から、食中毒症状を呈した旨の連絡が幡多福祉保健所にあり、調査を開始した。

### 3 発症日時、潜伏期間及び主症状

- (1) 発症日時：平成 29 年 3 月 15 日 (水) 21 時頃から 18 日 (土) 1 時頃
- (2) 潜伏期間：26～78 時間
- (3) 主症状 ( ) 内出現率 下痢 (100 %)、嘔吐 (75%)、発熱 (63%)

### 4 患者の状況 (現在、全員、快方に向かっている)

男性 7 名、女性 1 名 合計 8 名 (20 歳代～60 歳代)  
そのうち、4 名 (男性 3 名、女性 1 名) が医療機関を受診した。(入院者は無し)

### 5 原因施設

屋号及び所在地：やくにくや 四万十市中村大橋通 4-15  
営業者の氏名：岩村美知代 (いわむら みちよ)  
営業の種類：飲食店営業

### 6 原因食品及び病因物質

- (1) 原因食品：当該施設で平成 29 年 3 月 14 日 (火) に提供された料理
- (2) 提供料理：牛肉 (ハラミ、塩タン、ミノ、レバー、ハツ、赤センマイ)、キャベツ、ネギサラダ、キムチ、ごはん
- (3) 病因物質：ノロウイルス GII

### 7 行政措置及び対策

- (1) 行政措置：平成 29 年 3 月 22 日 (水) から 3 月 24 日 (金) まで 3 日間の営業停止処分 (3 月 20 日から自主休業中)
- (2) 対策：施設の清掃、消毒及び衛生管理について指導

### 8 ノロウイルス食中毒について

ノロウイルスについては、吐き気、下痢、腹痛、発熱等を主症状とする急性胃腸炎を起こすウイルスで、通常は 2～3 日で回復する。比較的少ないウイルス量で発症し、ヒト→ヒトという感染や、ヒト→食品→ヒトという経路で食中毒を起こすことがある。予防法としては、食品の中心温度 85℃～90℃で 90 秒以上の加熱、トイレ後や調理時の十分な手洗いが重要である。

### 9 食中毒発生状況 (本件を除く。)

年次	高知県 (高知市除く)		高知市		合計	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
平成 27 年	2	27	3	38	5	65
平成 28 年	6	125	5	115	11	240
平成 29 年	1	6	0	0	1	6